

第6章 その他ごみ処理に関し必要な事項

本計画の基本理念として掲げる「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造」は、市民・事業者・市とが一体となって取り組むことで実現されるものです。

これまでの第1章から第5章に、持続可能な循環型社会の創造に向けた基本理念、それを実現する手段としての3R推進の内容、市民・事業者・市それぞれの減量化・資源化のための役割、また、市が行うごみ処理に関する計画などを示してきました。

今後、本計画を市民・事業者・市が協働して継続的に実施していくにあたって、事業の実施状況や減量化・資源化等の達成状況を点検・評価していくことが必要です。

第6章では、計画の推進体制・進行管理などを示すほか、その他一般廃棄物に関する事項として、今後のごみ減量化策としての家庭ごみ有料化についての考え方、災害廃棄物対策なども示します。

1 廃棄物減量等推進審議会の運営

本市のごみの減量化・資源化、適正処理の推進に関して審議するため、廃棄物処理法第5条の7の規定に基づき、市民・学識経験者・事業者団体代表等で構成する「横須賀市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

これまで、容器包装廃棄物などの分別収集の在り方、事業系ごみの収集方法の見直し、公共の場所のごみ対応などについて答申や意見をいただき、現在の容器包装リサイクル法に対応した分別収集体制の確立のほか、市による事業系一般廃棄物収集の原則廃止などを本市のごみ処理施策に反映してきました。

今後も本市の廃棄物処理施策の在り方についての審議とともに、ごみの排出・処理量、資源化率など本市の一般廃棄物に関する目標値・評価指標により当計画の進行管理を行っていきます。

2 市民・事業者・市の協力体制

本市の今後のごみ処理の姿を定める本計画への市民意見の反映は重要であり、市民公募委員や市民団体代表等が参加する廃棄物減量等推進審議会での審議や、パブリックコメントによる意見募集などにより、市民意見の反映を図りました。

今後、本計画の基本理念である「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造」へ向けて、市民の日常生活における3Rと分別排出の推進、それに対応した市の「分別収集、資源化・適正処理」の実施、また、事業者も事業活動から生じる廃棄物の3Rに努めると同時に、使用後の「再使用・再生利用」を考慮した製品の提供・販売などが求められています。

これらについて、市民・事業者・市が一体となって取り組むことで、本市のごみの減

量化・資源化、適正処理の推進が一層効果的なものとなっていきます。

既に、レジ袋の削減に向けた取組の実践や、「ごみダイエット推進員」「アイクル・マイスター」の活動のほか、町内会・自治会等による集団資源回収や日常の分別排出指導など、市民・事業者と協働した取り組みが行われています。今後は、例えば食品ロス^{※1}の削減に向けて、食品の流通現場における商習慣の見直しや市民の消費者としての理解、フードバンク^{※2}の活用など、市民・事業者と連携した取り組みが求められます。

また、より広い意味の活動として、環境美化の観点も含めたクリーン活動として、横須賀市がよりきれいで住みやすい町となるように、市民一人一人が進んで美化活動に参加し、あいさつを交し合う「クリーンよこすか運動」を推進する「クリーンよこすか市民の会」と協働し、清掃美化活動の実践と普及にも努めていきます。

※1 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

※2 フードバンク：まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動。

3 ごみ処理基本計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価・見直し

ごみ処理基本計画は、概ね5年ごとに見直すこととされています。

今回、計画の数値目標などの達成状況の評価に基づき計画の見直しを行います。引き続き、事業効果や事業実施上の問題・課題などを把握しながら、計画の進行管理を行っていきます。

本計画の進行管理は、前項の計画推進にあたっての協働体制を踏まえ、廃棄物減量等推進審議会の運営を通じて行います。

(2) 計画評価の指標

計画の進行管理、施策・事業の見直しのための評価指標を表 6-3-1 のとおり設定し、継続的な進行管理計画・見直しを行っていきます。

表 6-3-1 評価指標および平成 27 年度実績・平成 33 年度目標値

項 目		単 位	平成27年度 (基準年度)	平成33年度 (目標年度)	
循環型 社会 形成	廃棄物の 排出量	総排出量	t/年	138,355	123,000
		ごみ量	t/年	114,093	100,000
		集団資源回収量	t/年	24,262	23,000
		1人1日排出量	g/人・日	750	695
		1人1日総排出量 (集団回収を含む)	g/人・日	910	855
	廃棄物の 処理量	焼却量 (焼却率)	t/年 (%)	93,409 (81.9%)	82,400 (82.4%)
		埋立量 (埋立処分率)	t/年 (%)	5,352 (4.7%)	1,700 (1.7%)
		資源化量	t/年	45,197	44,000
	資源化率	廃棄物からの資源回収率	%	32.7%	36%
	経 済 性	処理単価	総処理経費	円/t	50,029
収集経費			円/t	27,012	
中間処理経費			円/t	25,528	
最終処分(埋立)経費			円/t	94,641	
資源化経費			円/t	32,910	
1人当たり年間処理経費			円/人・年	14,037	
<p>・温室効果ガスの排出</p> <p>廃棄物処理に伴う温室効果ガス (CO₂) 排出量については、別途「低炭素で持続可能なよこすか戦略プラン」で示します。</p>					

- (注) 1. 平成 27 年度 1 人 1 日排出量は、住民基本台帳人口 415,375 人で割った値。平成 33 年度 1 人 1 日排出量は、将来推計人口 394,100 人で割った値。
2. 平成 33 年度処理単価は、平成 31 年度に稼働予定の広域処理施設の維持管理費が不明確なため設定しない。

4 家庭ごみ有料化の検討

ごみの排出抑制をより一層進めるため、ごみの減量化や受益者負担の適正化を目的とする「家庭ごみの有料化」について、国は廃棄物処理法の基本方針の中で、更なる推進を図るべき方策としています。

しかし、本市のごみ排出量は年々減少傾向にあり、「第5章 4 ごみ処理広域化計画に伴うごみ処理施設整備」に示したとおり、すでに広域処理施設の整備が進んでいるため、市民に経済的負担を課してごみの減量化に取り組むべき状況にはありません。

一方、ごみの発生抑制や分別排出に積極的に取り組む市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保、受益者負担の確保も有料化導入の重要な目的となります。

引き続き、市民が自主的にごみの発生抑制や分別排出を実現できる体制整備に努めるとともに、今後のごみ排出量の推移を分析し、将来的な有料化導入の必要性にも考慮して、すでに有料化を導入した近隣市の動向を参考にしながら、導入の効果や有効な方法などについて検討していく必要があります。

5 高齢化社会対策

本市の65歳以上人口の割合は29.8%と高く、なかでも65歳以上の単身世帯の増加が著しい現状です。全国的にも高齢化社会が進み、高齢者のごみ出しを巡る課題が増えています。身体能力の低下や健康状態の悪化によりごみ出しが困難になる状況や、地域社会からの孤立や生活への意欲喪失により多量のごみを住居内外に溜め込んでしまう状況などが一例です。

このような課題の解決にあたっては、高齢者福祉行政による支援や地域コミュニティによる共助の取り組みなどと連携して、廃棄物行政としての対応策を検討していきます。

6 災害時の廃棄物対策

本市では、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として「横須賀市地域防災計画」を策定していますが、それを補完する個別計画として「横須賀市災害廃棄物等処理計画」を策定しました。災害時の廃棄物等の収集・運搬・処理に関する基本方針、および実施体制を定めることにより、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理およびリサイクルを図り、災害時の市民の生活環境を確保することを目的としています。

災害廃棄物等処理計画における地震の被害想定は、本市に直接の大きな影響を与える三浦半島断層群地震、大正型関東地震、東海地震とし、主な被害想定は表6-6-1のとおりで、それに基づいて推計した避難所および家庭から発生するごみ量は、表6-6-2に示すとおりです。

表 6-6-1 地震別の主な被害想定

項目		三浦半島断層群地震	大正型関東地震	東海地震
震源域		三浦半島断層帯	相模トラフ	駿河トラフ
規模（モーメントマグニチュード※）		7.0	8.2	8.0
建物被害	全壊棟数	8,330 棟	24,220 棟	410 棟
	半壊棟数	22,030 棟	32,460 棟	2,870 棟
避難者数	1～3 日目	96,360 人	187,370 人	13,870 人
	1 ヶ月後	64,930 人	132,170 人	5,760 人
災害廃棄物量		237 万トン	547 万トン	16 万トン

（注）「神奈川県地震被害想定調査報告書平成 27 年 3 月」から引用。

※モーメントマグニチュード：岩盤のずれの規模を基にして計算したマグニチュード（地震そのものの大きさ）。

表 6-6-2 定日ごみ及び粗大ごみ発生・処理量推計

（単位：トン）

項目		三浦半島断層群地震	大正型関東地震	東海地震
避難者の 1 日ごみ発生量	1 日後	59	116	10
	1 ヶ月後	49	101	4
在宅者の 1 日ごみ発生量	1 日後	196	139	291
	1 ヶ月後	267	213	297
災害時の 1 日 ごみ発生量計	1 日後	255	255	301
	1 ヶ月後	316	314	301
通常時の 1 日あたり家庭ごみ発生量		301		
粗大ごみ 発生量	全壊	8,580	24,947	422
	半壊	11,345	16,717	1,478
粗大ごみ発生量計		19,925	41,664	1,900

（注）「神奈川県地震被害想定調査報告書平成 27 年 3 月」を基に作成。

また、災害時の廃棄物等の収集・運搬・処理は、表 6-6-3 に示す基本方針に基づいて実施します。

表 6-6-3 ごみの収集・処理に関する基本方針

ごみの種類	収集方針	処理方針
燃せるごみ	生ごみ等の燃せるごみの収集・処理を優先的に行います。	南処理工場で焼却後、灰溶融等により資源化
不燃ごみ	*ただし、可能な場合は、避難所及び一般家庭等に、通常時と同様の定日収集を行います。	積替保管施設経由で埋立処分
容器包装プラスチック		リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包し、資源化
缶・びん・ペットボトル		
集団資源回収 使用済み乾電池	災害の規模に応じて、回収の可否を検討します。	資源化（一部リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包し、資源化）
粗大ごみ	災害発生後の粗大ごみの増加量に応じて、搬入方法、処理体制を検討します。	南処理工場にて破砕・選別後、可能な限り資源化（再生家具や鉄等）の上、焼却又は処分委託

- (注) 1. 被災後4日目から生ごみ・携帯トイレ・紙おむつ・衛生用品を優先し、ごみ収集を開始します。
2. ライフラインの復旧を見据えて、被災後2週間を目途に、南処理工場を優先してごみ処理施設を稼働させます。

また、家屋の解体撤去などに伴い発生する災害廃棄物量は、表 6-6-1 に示したとおりですが、表 6-6-4 の区分によって分別し、仮置き場等で一時保管した後、可能な限り再利用・再資源化をした上で処理をします。

表 6-6-4 災害廃棄物分別区分

燃せるごみ	燃えないごみ	混合廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> 木くず その他の可燃物 	<ul style="list-style-type: none"> 金属くず コンクリート塊 その他の不燃物 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のものを最大限選別した後に残る混合廃棄物

(参考) 仮設トイレの設置、し尿の収集・処理に関する基本方針

世帯の種類	トイレの設置方針	収集方針	処理方針
①避難所	下水道マンホールトイレの設置	直接下水道に排出	下水道処理
②断水世帯	携帯トイレの配布	燃せるごみとして収集	南処理工場にて焼却処理
①・②が困難な場合	し尿汲取り型の仮設トイレの設置	委託事業者によるし尿・汚泥収集	し尿等下水道投入施設にて処理
③し尿収集世帯	し尿汲取り		
④浄化槽世帯	浄化槽		

7 その他一般廃棄物関連事項

(1) 不法投棄対策の強化

生活環境の保全・改善のため、警察や関係する機関と連携を深め、定期的なパトロールを継続し、不法投棄の防止対策を強化していきます。

また、町内会・自治会等からの情報にいち早く対応し、不法投棄を「しない、させない」体制を実現していきます。

(2) ポイ捨て防止及び路上禁煙

平成 19 年に、ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例（平成 9 年条例第 14 号）を改正し、ポイ捨ての多くを占めるたばこの吸い殻の散乱を防止する観点から、横須賀中央駅周辺地区を路上禁煙地区に指定するなどポイ捨て防止と環境美化を推進しています。これと併せて「路上禁煙指導員」を配置し、路上喫煙者に対する巡回指導を行っています。

しかしながら、路上喫煙者数やポイ捨てごみは減少してはいるものの、なくなるまでには至っていません。

今後とも、ポイ捨て防止・路上禁煙徹底の啓発キャンペーンなどを通じて、更なる環境美化の推進を図っていきます。

また、路上禁煙の啓発活動を主体的に行う商店街や町内会等の団体に対し、「のぼり旗」や「啓発ポスター」を提供します。

(3) 海岸漂着ごみの円滑処理

魅力ある自然海岸を保全するため、海岸漂着物等を円滑に処理する体制を維持し、引き続き（公財）かながわ海岸美化財団、港湾管理者等と連携を深め、迅速な処理体制を構築していきます。

なお、個人や団体のボランティア清掃活動は、地元に着した効果的な海岸清掃となっており、海岸美化の推進に大きな役割を果たしています。

市はボランティア団体や関係機関と連携を図り、海岸美化活動の推進と自然海岸の保全に向け、回収された漂着ごみの適正な処理に努めていきます。

(4) 適正処理困難物および排出禁止物

市町村による適正処理が困難な廃棄物として、国は廃棄物処理法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づきゴムタイヤ・テレビ（25型以上）など 4 品目を指定し、製品の廃棄後においても、事業者に対して処理責任を求めています。

同様の主旨で、本市では、条例第 27 条に基づきテレビ（25 型未満）、エアコンなど 5 品目を指定しています。これらについては自動車リサイクル法や家電リサイクル法などによる再商品化や、製造事業者による処理の体制が順次整いつつあり、引

き続き本市では処理できないものとして、市民に対して、販売店等による引き取りなどを指導していきます。

また、排出禁止物としては、「有害性物質を含むもの」「危険性のあるもの」などを条例第 24 条に規定し、使用者の責任での適正な処理、または廃棄物処理法第 3 条第 2 項の事業者責任の主旨により販売店等による引き取りなどを指導していきます。

(5) 廃棄物処理に関する制度改善要望

一般廃棄物の処理に関する制度全般が有効に機能するよう、法制度の改善について、国県等関係機関への働きかけを行っていきます。

- ・効果的なごみ処理施設整備のための施設整備補助制度
- ・リターナブル容器の普及促進等による廃棄物の発生抑制
- ・プラスチック製容器包装の品質評価方法（市販のごみ袋を異物扱いする等）の見直し

